

岩手県市町村総合事務組合規則第1号（令和8年2月16日公布）

市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

市町村交通災害共済条例施行規則（平成7年岩手県市町村総合事務組合規則第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(加入申込書及び加入者証) 第2条 (略) 2 (略) 3 条例第5条第3項に規定する加入者証 (以下「加入者証」という。)は、市町 村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収書</u> ）（ 別記様式第3号）又は団体用市町村交通 災害共済加入者証（兼 <u>領収書</u> ）（別記様 式第4号）とする。	(加入申込書及び加入者証) 第2条 (略) 2 (略) 3 条例第5条第3項に規定する加入者証 (以下「加入者証」という。)は、市町 村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収証書</u> ） (別記様式第3号)又は団体用市町村交 通災害共済加入者証（兼 <u>領収証書</u> ）（別 記様式第4号）とする。
別記様式第3号（第2条関係） (表) 市町村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収書</u> ） (略) (裏) (略)	別記様式第3号（第2条関係） (表) 市町村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収証書</u> ） (略) (裏) (略)
別記様式第4号（第2条関係） 団体用 市町村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収書</u> ） (略) (裏) (略)	別記様式第4号（第2条関係） 団体用 市町村交通災害共済加入者証（兼 <u>領収証書</u> ） (略) (裏) (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の市町村交通災害共済条例施行規則の規定は、令和8年8月1日以後の共済期間について加入する者に適用し、同日前の共済期間について加入する者にあっては、なお従前の例による。